

改正

平成23年8月15日告示第27号

平成25年3月27日告示第15号

平成27年12月28日告示第26号

坂城町日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする。

(実施方法)

第2 事業の実施主体は、坂城町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に居住地を有する障害者等（法第19条第3項の特定施設へ入所している者であって、特定施設（継続して2以上の特定施設に入所している者については、最初に入所した特定施設）入所前に町外に居住地を有したものを除く。）

(2) 町外の特定施設へ入所している者であって、特定施設（継続して2以上の特定施設に入所している者については、最初に入所した特定施設）入所前に町内に居住地を有したもの

(利用の申請)

第4 事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は地域生活支援事業支給申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(決定)

第5 町長は、前第4の申請があったときは内容を調査し、利用の可否を決定し、その旨を日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

(有効期限)

第6 前第5の規定による決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

(利用の取消し)

第7 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第8 利用者が事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業所に提示し事業所に直接依頼するものとする。

(サービス費)

第9 町が事業者を支払うサービス費は、次に掲げる費用から第10第2項に規定する額を控除した額とする。

- (1) 基本事業にあつては、利用者1人に対して1時間当たり800円とする。
- (2) 重度心身障害者にあつては、利用者1人に対して1時間当たり1,200円とする。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求があった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(障害者等の支払い)

第10 第5の規定により利用の決定を受けた障害者等は、町がサービス費として事業者を支払う額を控除した額を事業者を支払うものとする。

2 前項に規定する支払額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 前第9第1項の規定で定めた基準により算定した額
- (2) 次のア又はイに掲げる障害者等の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア イに掲げる者以外の障害者等 前号の額の100分の10に相当する額

イ 生活保護世帯又は事業の利用のあった年度(4月から6月までの利用にあつては、前年度)分の市町村民税非課税世帯に属する障害者等 0

(遵守事項)

第11 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに事業者の勤務体制を定めておかなければならない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月15日告示第27号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日告示第15号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日告示第26号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号 (第4関係)